

令和 7 年度水質検査計画



鬼の足跡

壱岐市 建設部 上下水道課

〒811-5521
長崎県壱岐市勝本町西戸触182番地5
TEL 0920-42-1113
FAX 0920-42-1116

【 目 次 】

1. 水質検査の基本方針	・ ・ ・	1
2. 水道事業の概要	・ ・ ・	1
3. 水道水源及び水道水の状況	・ ・ ・	1
4. 検査項目、採水地点、検査頻度	・ ・ ・	2
5. 臨時の水質検査	・ ・ ・	4
6. 水質検査方法	・ ・ ・	4
7. 試料の採取及び運搬方法	・ ・ ・	4
8. 委託した検査の実施状況の確認方法	・ ・ ・	4
9. 水質検査計画及び検査結果の公表	・ ・ ・	5
10. 水質検査計画の評価	・ ・ ・	5
11. 水質検査の精度と信頼性保証	・ ・ ・	5
12. 関係者との連携	・ ・ ・	5

【 図表目次 】

別表1 各地区の給水状況	・ ・ ・	6
別表2 浄水施設の所在地及び浄水処理方法等	・ ・ ・	8
別表3 検査項目及び数量	・ ・ ・	10
別表4 水質基準項目・検査頻度表	・ ・ ・	11
別表5 壱岐市独自検査	・ ・ ・	12
図1 水道水質基準項目省略フロー図	・ ・ ・	13
図2 水質検査に使用される機器（一部抜粋）	・ ・ ・	14
図3 採水方法	・ ・ ・	15
図4 採水容器の種類	・ ・ ・	16
図5 採水ルート図	・ ・ ・	17

1. 水質検査の基本方針

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、清浄で安全な水として供給できるようにするために必要不可欠なものです。また、健康的かつ文化的な生活を営む上で欠くことの出来ない水道水の安全性を保証するものでもあります。

壱岐市では、水道法施行規則第15条第6項に基づき「水質検査計画」を以下のとおり策定しました。

- (1) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓（蛇口）及び水源とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。
- (3) 検査頻度については水道法施行規則第15条第1項第四号及び過去の検査結果などに基づいて、項目に応じた頻度を設定し、検査を行います。
- (4) 検査機関は、厚生労働省登録水質検査機関に委託して行います。
- (5) 水質検査計画による測定結果については、評価の上、市民の皆様に対して公表します。

2. 水道事業の概要

- (1) 壱岐市の水道事業は、10地区で、市内全域に供給されています。
（別表1）
- (2) 浄水施設の所在地及び浄水処理方法等（別表2）

3. 水道水源及び水道水の状況

- (1) 水源の状況
壱岐市の水源は、表流水（永田ダム、勝本ダム、丸田水源、梅ノ木ダム、谷江川、大山貯水池、西崎貯水池、門野田貯水池）と、市内に点在する深井戸を水源とする地下水です。
- (2) 水道水の状況
水道水の安全性及び良好な水質を確保するために、水源の水質及び地域性に併せて浄水方法を決め、各種水質検査を行っています。

4. 検査項目、検査頻度、採水地点

(1) 検査項目、検査頻度

○ 検査項目及び数量を別表3に示します。

○ 毎日検査

1日に1回、各配水系統で複数の箇所を選定し、計22箇所の給水栓において、色・濁り・残留塩素の検査を行います。

○ 毎月検査

1箇月に1回、配水系統別市内22箇所の給水栓において、水質変化の指標となる9項目について検査を行います。（別表4）

○ 水質基準項目検査

水道法で検査が義務づけられている水質基準項目（51項目）については、水質が安全かつ良好であることを確認するため、1年に1回、市内22箇所で検査を行います。

それに加えて、検査回数の減及び省略が不可である21項目に、浄水処理工程で使用する薬品に含まれるアルミニウムを加えた合計22項目について、1年に3回、市内22箇所で検査を行います。（別表5）

また、検査項目：硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素に関して、過去3年間の検査結果が基準値の20%を超えている地点（八幡諸吉第1、八幡諸吉第2、大川橋、西間）については、1年に3回検査を追加します。

さらに、検査項目：蒸発残留物に関して、過去3年間の検査結果が基準値の20%を超えている地点（山崎水源、真米水源、八幡諸吉第1、八幡諸吉第2）と令和3年度の調査において基準値の50%を超えている地点（深江中継、住吉中継、箱崎中継、大川橋、西間、西崎浄水場）については、1年に3回検査を追加します。

臭気原因物質のジェオスミン^{※1}、2-メチルイソボルネオール^{※1}の2項目については、過去の検査結果及び水源の状況から検査が必要である地点において1回の検査を追加し、原因物質を産出する藻類の発生期間（5・9月）に合計2回の検査を行います。

※1 ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールとは、微生物が産生するかび臭物質の一つです。ある種の藍藻類と放線菌が産出します。
水中に極く微量に含まれていても、かび臭を感じます。

○ 原水検査

水質基準全項目のうち消毒副生成物11項目及び味を除く40項目について検査を行います。

検査頻度については市内36箇所の水源のうち、流れ込み等により汚染される可能性のある表流水の9箇所については1年に2回、深井戸等水源の27箇所については1年に1回検査を行います。

有機フッ素化合物であるPFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)・PFOA(ペルフルオロオクタン酸)においては、水質基準を環境省が定める暫定目標値50ng/ℓとし、1年に1回検査を行います。

○ クリプトスポリジウム※²、ジアルジア※²、指標菌※³検査

耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム等対策を適切に推進するために、本検査計画に基づき、クリプトスポリジウム、ジアルジア及び指標菌の検査を行います。

クリプトスポリジウム汚染の可能性を判定する指標菌2項目については、各浄水場、中継所等浄水処理施設25箇所に取水している原水を、1年に1回検査します。(別表2)

それに加えて、過去に大腸菌が検出された地下水の水源11箇所を対象に、クリプトスポリジウム、ジアルジアについて1年に4回、また指標菌について毎月検査を行います。(別表5)

(2) 検査地点

① 浄水(毎日検査、毎月検査、水質基準項目検査)

郷ノ浦地区水道	亀川中継ポンプ所、市役所郷ノ浦庁舎、フェリーみしま待合所
沼津柳田地区水道	柳田地区民センター、沼津地区民センター
志原初山地区水道	志原地区民センター、初瀬漁民センター
湯本浦地区水道	立石南触公民館、湯ノ本公衆便所
勝本浦地区水道	天ヶ原グラウンド、馬場先公園
芦辺地区水道	旧第11分団格納庫
箱崎国分地区水道	国分 壱岐柚子工場
八幡諸吉地区水道	諸吉第2 左京鼻公衆便所、諸吉第1 青嶋公園公衆便所
深江住吉地区水道	中野郷惣清公民館、住吉 鬼の岩屋公衆便所
石田地区水道	山崎浄化センター、久喜東公園、印通寺港公衆トイレ、機械銀行池田倉庫、北中尾住宅
計	22箇所

② 原水(別表2の水源から採水します。)

※² クリプトスポリジウム、ジアルジアとは、飲料水中で水系感染症を起こす原虫類(寄生性の原生動物)です。

※³ 指標菌とは、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」において大腸菌及び嫌気性芽胞菌のことをさします。水道原水の糞便による汚染の指標として有効です。糞便により汚染された水道原水にはクリプトスポリジウム等が混入するおそれがあるため、大腸菌及び嫌気性芽胞菌が指標とされています。

5. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。検査項目については、状況に応じて決定します。

また、継続的に水質を評価する観点から、定期検査を委託している水質検査機関に検査を委託します。

- ① 水源の水質が著しく悪化し、浄水過程へ影響があると判断されるとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水過程に異常がみられたとき。
- ⑤ 配水管、配水池の大規模な工事、その他水道施設に汚染のおそれがあるとき。
- ⑥ その他、必要と認めるとき。

6. 水質検査方法

毎日検査項目以外の水質検査については、水質検査機関に委託をおこないます。検査方法については、「水質基準に関する法令の規定に基づき、厚生労働大臣が定める方法」及び「水質管理目標設定項目の検査方法」により行います。

それ以外の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等により行います。

図2に検査に使用される、機器等を示します。

7. 試料の採取及び運搬方法

試料の採取方法及び試料の容器について、それぞれ図3、図4に示します。

運搬方法については、速やかに水質検査が遂行される体制を確立するため、採水ルート図（図5）を作成し、運搬作業を行います。

8. 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査機関における水質検査の業務の確認に関する調査（日常業務確認調査）の実施については、水質検査機関に立ち入りを行います。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年作成し、ホームページに掲載し公表します。

水質検査計画は適宜見直しを行い、状況に対応した内容に改正を行っていきます。また、水道の水質検査結果及びその他の検査結果についてもホームページで公表します。

10. 水質検査計画の評価

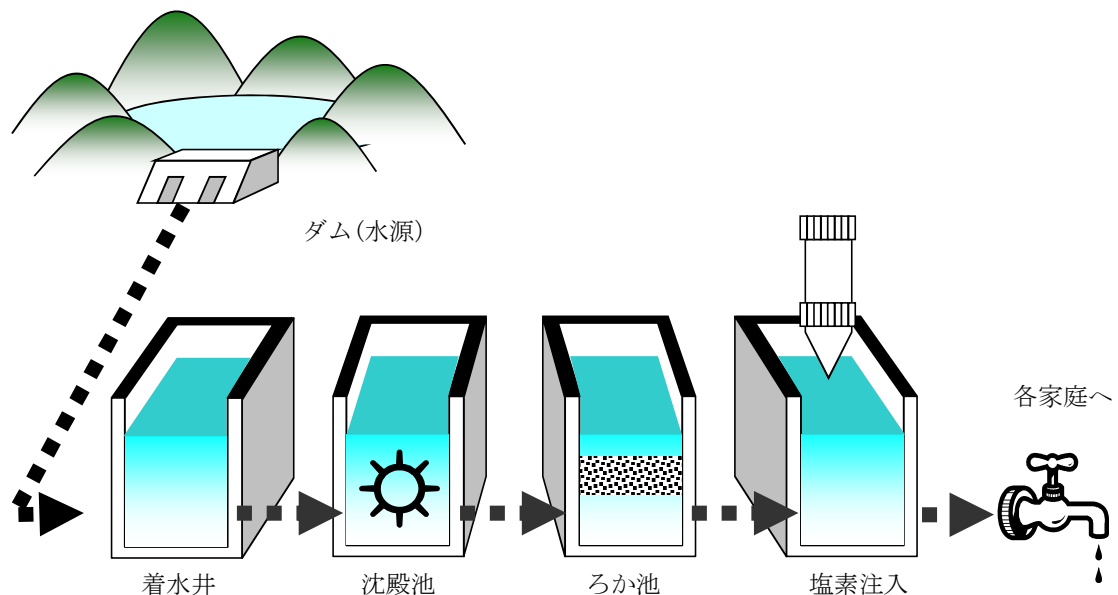
検査結果については、検査ごとに評価を行い、必要があれば検査計画の見直しを行います。

11. 水質検査の精度と信頼性保証

水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関に委託を行い、検査方法、精度については随時協議を行います。

12. 関係者との連携

水道水が原因で水質事故が発生した場合には、壱岐市環境衛生課、保健所、長崎県関係部課等と情報交換を図りながら、現地調査を行い、必要に応じて水質検査を行います。



飲み水を作るしくみ

別表 1

各地区の給水状況

地 区 名	郷ノ浦地区水道	沼津柳田地区水道	志原初山地区水道
給 水 区 域	郷ノ浦、本村触、東触 庄触、片原触、永田触 坪触、麦谷触、渡良東触 渡良西触、渡良南触 渡良浦、大島、長島、原島 田中触のうち字古城及び 大谷（東触、片原触及び 永田触は、志原初山地区 水道の給水区域を除く。）	長峰本村触、長峰東触 有安触、里触、新田触 小牧東触、小牧西触 物部本村触（志原初山 地区水道の給水区域を 除く。） 田中触（字古城及び 大谷を除く。） 木田触、柳田触、牛方触 半城本村触及び大浦触	平人触、釘山触、大原触 志原南触、志原西触 初山東触、初山西触 若松触 物部本村触（沼津柳田 地区水道の給水区域を 除く。） 東触、永田触及び片原 触（東触、永田触及び 片原触は、郷ノ浦地区 水道の給水区域を除 く。）
普 及 率	99.7 %	99.4 %	100.0 %
給 水 人 口	5,373 人	1,520 人	1,792 人
1 日 最 大 給 水 量	3,314 m ³	1,017 m ³	1,978 m ³
年 間 給 水 量	976 千m ³	222 千m ³	315 千m ³

地 区 名	湯本浦地区水道	勝本浦地区水道	芦辺地区水道
給 水 区 域	東触、仲触、西戸触 大久保触、坂本触 （勝本浦地区水道の 給水区域を除く。） 北触、新城東触、片山触 新城西触、立石西触 立石南触、立石仲触 立石東触、百合畑触 布気触、上場触、湯本浦 本宮仲触、本宮西触 本宮東触、本宮南触	勝本浦 東触、仲触、西戸触 大久保触及び坂本触 （東触、仲触、西戸触 大久保触及び坂本触 は、湯本浦地区水道の 給水区域を除く。）	瀬戸浦、諸吉大石触 芦辺浦（八幡諸吉地区 水道の給水区域を除 く。） 箱崎大左右触、箱崎中 山触（箱崎国分地区水 道の給水区域を除く。） 諸吉東触（八幡諸吉 地区水道の給水区域を 除く。） 中野郷東触（深江住吉 地区水道の給水区域を 除く。）
普 及 率	99.7 %	100.0 %	100.0 %
給 水 人 口	2,887 人	1,619 人	1,987 人
1 日 最 大 給 水 量	1,720 m ³	1,193 m ³	857 m ³
年 間 給 水 量	449 千m ³	368 千m ³	441 千m ³

地 区 名	箱崎国分地区水道	八幡諸吉地区水道	深江住吉地区水道
給 水 区 域	箱崎釘ノ尾触、箱崎谷江触 箱崎本村触、箱崎江角触 箱崎諸津触 箱崎大左右触、箱崎中山触（芦辺地区水道の給水区域を除く。） 国分当田触 国分本村触（深江住吉地区水道の給水区域を除く。）	芦辺浦（芦辺地区水道の給水区域を除く。） 諸吉東触（芦辺地区水道の給水区域を除く。） 諸吉本村触、諸吉南触 諸吉仲触、諸吉二亦触（深江住吉地区水道の給水区域を除く。）	深江東触、深江本村触、深江南触、深江栄触、深江鶴亀触、深江平触、湯岳本村触、湯岳今坂触、湯岳興触、中野郷西触、中野郷本村触、中野郷東触、中野郷仲触、国分東触、国分川迎触、住吉東触、住吉山信触、住吉前触、住吉後触 国分本村触（箱崎国分地区水道の給水区域を除く。） 諸吉仲触、諸吉二亦触（八幡諸吉地区水道の給水区域を除く。）
普 及 率	99.7 %	100.0 %	99.9 %
給 水 人 口	1,225 人	1,395 人	1,863 人
1 日 最 大 給 水 量	1,160 m ³	493 m ³	950 m ³
年 間 給 水 量	236 千m ³	169 千m ³	316 千m ³

地 区 名	石田地区水道
給 水 区 域	本村触、南触、石田西触 石田東触、印通寺浦 池田西触、池田仲触 池田東触、筒城西触 山崎触、筒城仲触 筒城東触、久喜触 湯岳興触、湯岳射手吉触 郷ノ浦町木田触、物部 本村触（沼津・柳田地区水道の給水区域を除く。）
普 及 率	99.8 %
給 水 人 口	3,690 人
1 日 最 大 給 水 量	1,950 m ³
年 間 給 水 量	533 千m ³

別表 2

浄水施設の所在地及び浄水処理方法等

地区名	郷ノ浦地区水道			沼津柳田地区水道	
浄水場名	片原中継所	華光寺中継所	亀川中継所	郷ノ浦浄水場	柳田中継所
所在地	郷ノ浦町片原触	郷ノ浦町東触	郷ノ浦町本村触	郷ノ浦町東触	郷ノ浦町木田触
水源	ボーリング	ボーリング	ボーリング	永田ダム ボーリング	ボーリング
処理方式	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	生物活性炭ろ過 薬品沈殿 急速ろ過 塩素消毒	塩素消毒

地区名	志原・初山地区水道				
浄水場名	門野田浄水場	大原中継所	当田中継所	初山中継所	門野田中継所
所在地	郷ノ浦町坪触	郷ノ浦町大原触	郷ノ浦町志原南触	郷ノ浦町初山触	郷ノ浦町片原触
水源	門野田貯水池 ボーリング	ボーリング	ボーリング	ボーリング	ボーリング
処理方式	薬品沈殿 急速ろ過 活性炭ろ過 塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒

地区名	湯本浦地区水道	勝本浦地区水道		
浄水場名	勝本ダム浄水場	神通中継所	山崎浄水場	真米浄水場
所在地	勝本町新城西触	勝本町新城西触	勝本町西戸触	勝本町北触
水源	勝本ダム ボーリング	ボーリング	ボーリング	ボーリング
処理方式	生物活性炭ろ過 薬品沈殿 急速ろ過 活性炭ろ過 膜ろ過 塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒

地区名	芦辺地区水道	八幡諸吉地区水道		深江住吉地区水道		箱崎国分地区水道
浄水場名	芦辺浄水場	諸吉第1中継所	諸吉第2中継所	深江中継所	住吉中継所	箱崎中継所
所在地	芦辺町中野郷東触	芦辺町諸吉二亦触	芦辺町諸吉東触	芦辺町深江栄触	芦辺町住吉山信触	芦辺町箱崎大左右触
水源	梅ノ木ダム 谷江川	ボーリング	ボーリング	ボーリング	ボーリング	ボーリング
処理方式	薬品沈殿 急速ろ過 活性炭ろ過 生物活性炭ろ過 塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒 除鉄ろ過	塩素消毒

地区名	石田地区水道				
浄水場名	大山浄水場	西崎浄水場	大川橋浄水場	西間浄水場	久喜浄水場
所在地	石田町池田仲触	石田町湯岳射手吉触	石田町石田西触	石田町石田西触	石田町久喜触
水源	大山貯水池	西崎貯水池	ボーリング	ボーリング	ボーリング
処理方式	薬品沈殿 急速ろ過 活性炭ろ過 塩素消毒	緩速ろ過 塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒

別表3-1

令和7年度水質検査実施計画 検査項目及び数量

項 目 名	回 数	郷ノ浦(上水道)	郷ノ浦(簡易水道)	勝 本	芦 辺	石 田	計
基準全項目 浄水51項目	1	3	4	4	6	5	22
基準全項目 原水39項目	1	3	9	10	9	5	36
基準全項目 原水39項目 (表流水)	1		2	3	2	2	9
3ヶ月毎検査 22項目	3	9	12	12	18	15	66
毎月検査 9項目	8	24	32	32	48	40	176
臭気物質検査 2項目 (ジェオスミン・2-MIB)	1	1	3	2	1	2	9
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3				6	6	12
蒸発残留物	3			6	15	9	30
クリプトスポリジウム指標菌検査 大腸菌(E. coli)(定量)	12		36	24	36	36	132
クリプトスポリジウム指標菌検査 大腸菌(E. coli)(定量)	1	3	1	4	3	2	13
クリプトスポリジウム指標菌検査 嫌気性芽胞菌(定量)	12		36	24	36	36	132
クリプトスポリジウム指標菌検査 嫌気性芽胞菌(定量)	1	3	1	4	3	2	13
クリプトスポリジウム ジアルジア	4		12	8	12	12	44
クリプトスポリジウム ジアルジア	2			2			2
PFOS及びPFOA	1		1		2	1	4

別表3-2

令和7年度水質検査実施計画 検査項目及び数量

	項 目 名	回 数	郷ノ浦(上水道)	郷ノ浦(簡易水道)	勝 本	芦 辺	石 田	計
浄	基準全項目 浄水51項目	1 夏季9月	3	4	4	6	5	22
原	基準全項目 原水39項目	1	3	9	10	9	5	36
原	基準全項目 原水39項目 (表流水)	1		2	3	2	2	9
浄	3ヶ月毎検査 22項目 法定 21項目+アルミニウム (亜硝酸態窒素を年1回へ)	3	9	12	12	18	15	66
浄	毎月検査 9項目	8	24	32	32	48	40	176
浄	臭気物質検査 2項目 (ジェオスミン・2-MIB)	1 追加分 5月から6月	1×1回 郷ノ浦庁舎	3×1回 志原、沼津、柳田	2×1回 湯ノ本、立石南	1×1回 恵美須	2×1回 機械銀行、北中尾	9
浄	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3 追加が必要な施設で				2×3回 青嶋公園、左京鼻	2×3回 山崎、印通寺	12
浄	蒸発残留物	3 追加が必要な施設で			2×3回 馬場先、天ヶ原	5×3回 惣清、鬼の岩屋、柚子、青嶋、左京鼻	3×3回 山崎、印通寺、機械銀行	30
原	クリプトスポリジウム指標菌検査 大腸菌(E. coli)(定量)	12 深井戸レベル3		3×12回 初山中継、柳田中継、 当田中継	2×12回 平川橋水源、石田	3×12回 諸吉第1中継、諸吉第 2中継、箱崎中継	3×12回 久喜、西間、大川橋	132
原	クリプトスポリジウム指標菌検査 大腸菌(E. coli)(定量)	1 原水全項目で	3×1回 片原中継、華光寺中 継、亀川中継	1×1回 郷ノ浦浄水場	4×1回 山崎、真米、新西浄水 場、片山水源(表流 水)	3×1回 深江中継、住吉中継、 芦辺浄水場	2×1回 西崎浄水場、大山浄 水場	13
原	クリプトスポリジウム指標菌検査 嫌気性芽胞菌(定量)	12 深井戸レベル3		3×12回 36	2×12回 24	3×12回 36	3×12回 36	132
原	クリプトスポリジウム指標菌検査 嫌気性芽胞菌(定量)	1 原水全項目で	3×1回	1×1回	4×1回	3×1回	2×1回	13
	クリプトスポリジウム ジアルジア	4 深井戸レベル3		3×4回 12	2×4回 8	3×4回 12	3×4回 12	44
原	クリプトスポリジウム ジアルジア	1			2×1回 丸山ダム、丸田ダム			2
原	PFOS及びPFOA	1		1		2	1	4

別表3-3

浄水水質検査 施設別・項目別 実施回数

項 目 名	亀川中継水 ンブ所	市役所郷ノ 浦庁舎	志原地区民 センター	初瀬漁民セ ンター	沼津地区民 センター	柳田地区民 センター	フェリーみし ま待合所	馬場先公園	湯ノ本公衆 便所	立石南融公 民館	天ヶ原グラ ウンド	旧第11分団 消防倉庫	惣清公民館	鬼の岩屋公 衆便所	沓岐柚子工 場	青嶋公園公 衆便所	左京鼻公衆 便所	山崎漁民セ ンター	久喜東公園	印通寺港公 衆便所	機械銀行池 田倉庫	北中尾住宅	計
基準全項目 浄水51項目	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	22
3ヶ月毎検査 22項目 法定 21項目+アルミニウム (亜硝酸態窒素を年1回へ)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	66
毎月検査 9項目	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	176
追加 臭気物質検査 2項目 (ジエオスミン+2-MIB)		1	1		1	1			1	1		1									1	1	9
追加 硝酸態窒素及び亜硝酸態 窒素																3	3	3		3			12
追加 蒸発残留物								3			3		3	3	3	3	3	3		3	3		30

別表3-4

原水水質検査 水源別・項目別 実施回数

		上水		上水		上水																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
--	--	----	--	----	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表 4

水質基準項目・検査頻度表

	水質基準項目	水質基準	実施検査頻度		備考
			浄水	原水	
1	一般細菌	100個/㎖以下	年12回	年1回	細菌
2	大腸菌	検出されないこと	年12回	年1回	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	年1回	年1回	無機物/ 重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	年1回	年1回	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	年1回	年1回	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	年1回	年1回	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	年1回	年1回	
8	六価クロム化合物	0.02mg/ℓ以下	年1回	年1回	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	年1回	年1回	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	年4回	年1回	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	年1回	年1回	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	年1回	年1回	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	年1回	年1回	
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	年1回	年1回	一般有機物
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	年1回	年1回	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	年1回	年1回	
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	年1回	年1回	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	年1回	年1回	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	年1回	年1回	
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	年1回	年1回	
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	年4回		消毒副生成 物
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	年4回		
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	年4回		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	年4回		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	年4回		
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	年4回		
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	年4回		
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	年4回		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	年4回		
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	年4回		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	年4回		
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	年1回	年1回	着色
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	年4回	年1回	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	年1回	年1回	
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	年1回	年1回	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	年1回	年1回	味
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	年1回	年1回	着色
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	年12回	年1回	味
39	カルシウム・マグネシウム等 (硬度)	300mg/ℓ以下	年1回	年1回	
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	年1回	年1回	発泡
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	年1回	年1回	
42	ジオスミン	0.0001mg/ℓ以下	年2回	年1回	カビ臭
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/ℓ以下	年2回	年1回	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	年1回	年1回	発泡
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	年1回	年1回	臭気
46	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ以下	年12回	年1回	味
47	pH値	5.8以上8.6以下	年12回	年1回	基礎的性状
48	味	異常でないこと	年12回		
49	臭気	異常でないこと	年12回	年1回	
50	色度	5度以下	年12回	年1回	
51	濁度	2度以下	年12回	年1回	
52	PFOS及びPFOA	0.000005mg/ℓ以下		年1回	有機化合物

壱岐市独自検査

水質基準項目	水質基準	実施検査頻度		備考
		浄水	原水	
アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	年4回		浄水処理工程で使用する薬品に含む
E. coli (MPN定量) ・ 嫌気性芽胞菌	検出されないこと		年1回 ※1	病原性生物
			年12回 ※2	
クリプトスポリジウム・ジアルジア	検出されないこと		年1回 ※1	
			年4回 ※2	

※1 別表2の浄水場・中継所等浄水処理施設に取水している原水

※2 別表2中、過去に大腸菌が検出された水源

令和7年度 水道水質基準項目省略フロー図

図1

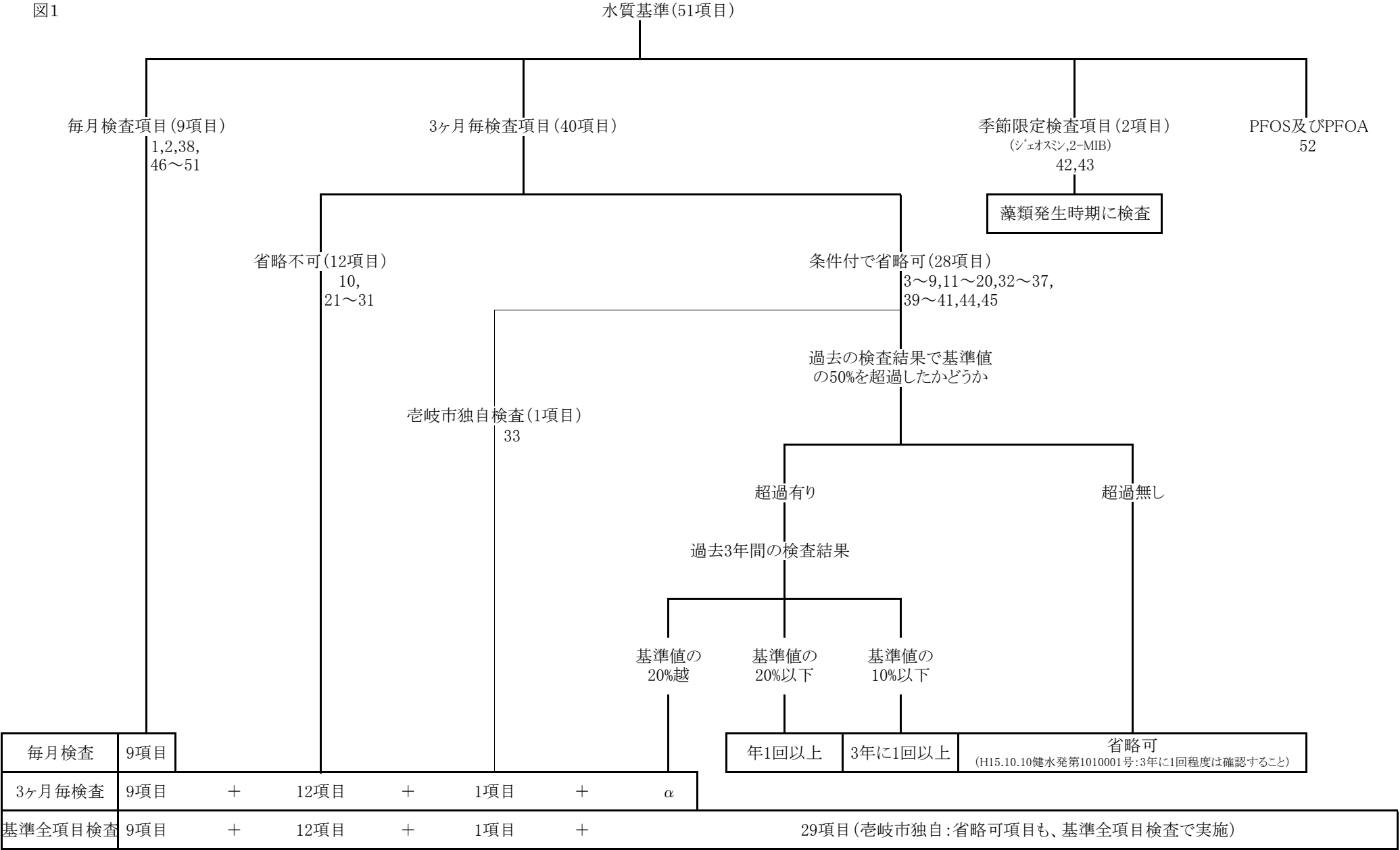
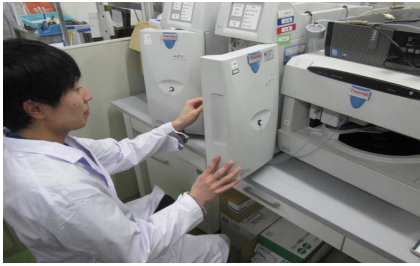


図2

水質検査に使用される機器（一部抜粋）

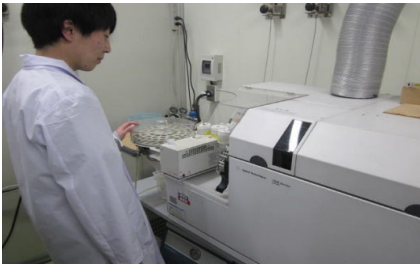


○イオンクロマトグラフ

主にイオン化した物質の分析を行います。

【対象項目】

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
塩化物イオン
塩素酸
陰イオン性界面活性剤 等

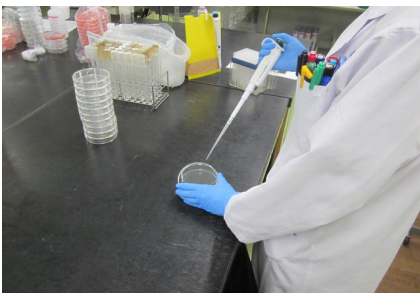


○誘導結合プラズマ質量分析計

主に重金属の分析を行います。

【対象項目】

カドミウム及びその化合物
セレン及びその化合物
鉛及びその化合物
ヒ素及びその化合物 等

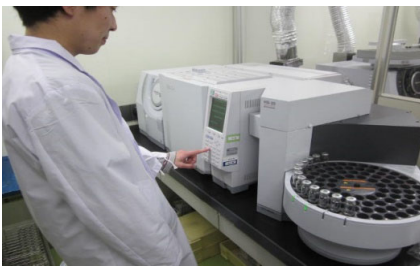


○細菌検査

培地を使用し、細菌検査を行います。

【対象項目】

一般細菌
大腸菌

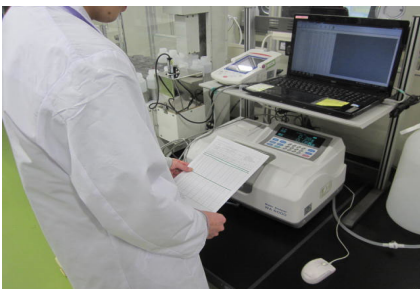


○ガスクロマトグラフ質量分析計

消毒副生成物、臭気物質等の分析を行います。

【対象項目】

テトラクロロエチレン
1,4-ジオキサン
ジェオスミン 等



○濁度・色度計

色度及び濁度の分析を行います。

【対象項目】

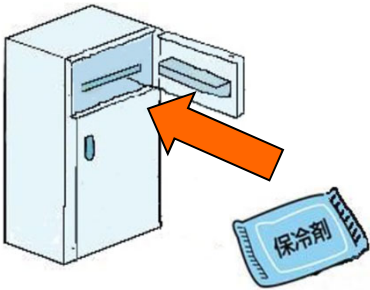
色度
濁度

図3 採水方法

「水道基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」
(平成15年10月10日付健水発第1010001号)に従って行う

①前日準備

・保冷剤を冷凍庫で冷やしておく



・採水の流量を確認する(5L/min)
お手持ちのペットボトル等でご確認ください
(500mLのペットボトルを6秒でいっぱいにする速さです)



②5分間水を流す

* 採水は**当日**に
* 試薬が入っているので
あふれないように**満水**にする



当日！ 満水！

③15分間蛇口を閉める

基準全項目浄水



15min !

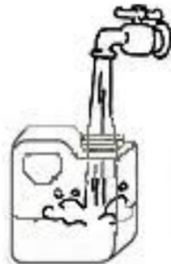
基準全項目原水
3ヶ月毎検査

④へ

④採水する

* 容器は全て**すすがない**

1.1Lポリ容器採水する



最初は1Lポリ容器から採水！

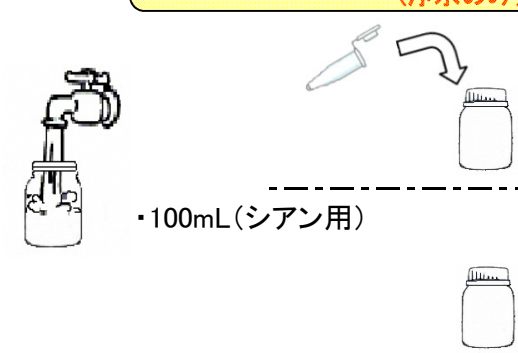
2.ガラス瓶の採水をする

・50mL(赤蓋)
* 採水後VOC用瓶に試薬を入れる
(浄水のみ)



3.ポリ容器の採水をする

・500mL(亜硝酸用)
* 採水後冷蔵の試薬を入れる
(浄水のみ)



4.200mL滅菌瓶の採水をする

* 詳細は滅菌瓶の袋に記載



図4 採水容器の種類

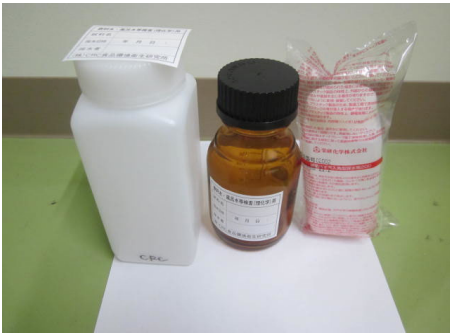
※項目別、その他検査は、内容によって容器が異なります。

満水ライン

表示ラベル	検査区分	1Lポリ容器	1Lガラス瓶	250mLガラス瓶	50mLガラス瓶	100mL丸型ポリ容器	500mL丸型ポリ容器	200mL滅菌瓶(ハイポ入)	200mL滅菌瓶(ハイポ無)	10Lポリ容器
	基準浄水	5本	2本	1本	8本	1本	1本	1本	—	—
	基準原水／3ヶ月毎	4本	2本	1本	8本	1本	1本	—／1本	1本／—	—
	毎月	1本	—	1本	—	—	—	1本	—	—
	クリプトスポリジウム等(浄水/原水)	—	—	—	—	—	—	—	—	2本／1本
	指標菌	—	—	—	—	—	—	—	2本	—
添加試薬		無	有	無	有 (採水時添加あり)	有	有 (採水時添加あり)	無	無	無



基準検査(浄水／原水)・3ヶ月毎検査



毎月検査



クリプト指標菌検査

図5 採水ルート図

郷ノ浦町

施設名 / 採水地点	運搬方法 / 所要時間	集合場所		
武生水上水道	車 → (2時間 00分)	老岐市勝本庁舎	→	登録 検査 機関
亀川中継ポンプ所				
東上水道	車 → (1時間 45分)			
市役所郷ノ浦庁舎				
渡良上水道	車 → (1時間 30分)			
フェリーみしま待合所				
志原北簡易水道	車 → (1時間 15分)			
志原地区民センター				
初山簡易水道	車 → (1時間 00分)			
初瀬漁民センター				
沼津簡易水道	車 → (時間 45分)			
沼津地区民センター				
柳田簡易水道	車 → (時間 30分)			
柳田地区民センター				

勝本町

施設名 / 採水地点	運搬方法 / 所要時間	集合場所		
勝本浦地区簡易水道	車 → (1時間 30分)	老岐市勝本庁舎	→	登録 検査 機関
馬場先公園				
湯本地区簡易水道	車 → (1時間 15分)			
湯ノ本公衆便所				
湯本地区簡易水道	車 → (1時間 00分)			
立石南触公民館				
勝本浦地区簡易水道	車 → (時間 45分)			
天ヶ原グラウンド				

芦辺町

施設名 / 採水地点	運搬方法 / 所要時間	集合場所		
芦辺地区	車 → (2時間 00分)	老岐市勝本庁舎	→	登録 検査 機関
旧第11分団格納庫				
深江住吉地区	車 → (1時間 45分)			
中野郷 惣清公民館				
深江住吉地区	車 → (1時間 30分)			
住吉 鬼の岩屋公衆便所				
箱崎国分地区	車 → (1時間 15分)			
国分 老岐柚子工場				
八幡諸吉地区	車 → (1時間 00分)			
諸吉第1 青嶋公園公衆便所				
八幡諸吉地区	車 → (時間 45分)			
諸吉第2 左京鼻公衆便所				

石田町

施設名 / 採水地点	運搬方法 / 所要時間	集合場所		
石田地区	車 → (2時間 10分)	老岐市勝本庁舎	→	登録 検査 機関
山崎浄化センター				
石田地区	車 → (1時間 50分)			
久喜東公園				
石田地区	車 → (1時間 30分)			
印通寺港公衆トイレ				
石田地区	車 → (1時間 10分)			
機械銀行池田倉庫				
石田地区	車 → (時間 50分)			
北中尾住宅				